

第1章 総則

1.1 目的

この水防計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、三重県知事から指定された指定水防管理団体である松阪市が、同法第 33 条第1項の規定に基づき作成するものであり、市域における水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市域にかかる河川又は海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮(以下「洪水等」という。)による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1)水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。

(2)指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。

(3)水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。

(4)消防機関

消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。

(5)消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう(法第2条第5項)。

(6)水防団

法第6条に規定する水防団をいう。本市においては、消防団が兼任する。

(7)水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第 36 条第1項)。

(8)洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第 10 条第2項、法第 11 条第1項、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 14 条の2第2項及び第3項)。

(9)水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第 16 条)。

(10)水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第 13 条)。

(11)水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の3)。

(12)水位到達情報

水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、水位周知海岸において氾濫発生情報のことをいう。

(13)水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第 12 条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14)氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第 12 条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15)避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16)氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17)洪水特別警戒水位

法第 13 条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18)高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、

指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19)重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20)洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。

(21)内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域)。

(22)高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条の3)

1.3 水防の責任等

(1)市は、水防法第3条により、市内における水防を円滑に実施し、水防を十分に果たさなければならない。

(2)松阪市災害対策本部条例施行規則に示すそれぞれの配置の分掌事務の責任者は、水防が円滑に実施され、また各種水防事業に支障の無いよう連携し状況に応じて柔軟に対応しなければならない。

1.4 水防計画の作成及び変更等

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、松阪市防災会議(水防

協議会)に諮るとともに、三重県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団(以下「消防団」とする。)員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても水防管理者は、現地における水防活動を実施する場合の指揮者を定め、消防団員の安全確保のため、以下に示す事項に注意し、必要な指示を行うものとする。消防団員についても、自身の安全確保に留意して水防活動を行うものとする。

《注意事項》

- ・水防活動時には原則としてライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する、あるいは最新の気象状況を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・指揮者は、消防団の安全確保のため予め活動可能な時間等を消防団員に周知したうえで、現場状況の把握に努め、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため消防団員を随時交代させる。また、必要に応じ速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を配付し、安全確保のための訓練を実施する。

第2章 水防組織

2.1 水防体制

水防活動の円滑な実施を図るため、水防に関係のある注意報の発表等により、洪水等のおそれが認められるときは、市内水防関係部局(防災対策課、建設部、上下水道部、産業文化部農村整備課、消防団事務局)が連携し、情報収集や河川等の監視をはじめとする水防活動に従事する。

また、水防に関する警報の発表等により災害対策本部を設置したときは、市内水防関係部局は同本部の一部として水防活動に従事する。なお、その際の事務処理については松阪市災害対策本部施行規則(平成20年8月25日規則第59号)別表に準じる。

2.2 消防機関の責務

市域の河川又は海岸における洪水等の警戒・防御は、水防管理者、消防機関が連携のうえあたるものとする。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

3.1 国土交通省管理区間河川の重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は次のとおりである。

3.1.1 重要水防箇所評定基準(国土交通省管理)

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。</p> <p>消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性のある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

<p>基礎地盤 漏水</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等から見て堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
<p>水衝・洗掘</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
<p>工作物</p>	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
<p>工事施工</p>			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>

新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点区間:水防上の必要性に応じて、特に水防に重点的に巡視すべき箇所を重要度A、B及び、要注意区間より選定。

3.1.2 重要水防箇所(国土交通省管理)

(1)雲出川

■重点区間

(重点区間)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (対象番号)
10	中村川	越水(溢水) 堤体漏水	右	4.0k から 4.2k	松阪市嬉野八田町	180	A21:越水(溢水) B57:堤体漏水

■重要度 A

(重要度 A)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (水防工法)
11	雲出川	越水(溢水)	右	7.4k から 8.2k	松阪市嬉野平生町 ～津市須ヶ瀬町	890	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
18	(中村川) 雲出川	越水(溢水)	左	3.8k から 4.2k	松阪市嬉野一志町 ～嬉野島田町	410	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
19	(中村川) 雲出川	越水(溢水)	左	4.4k から 4.6k	松阪市嬉野島田町	190	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
20	(中村川) 雲出川	越水(溢水)	左	4.8k から 5.2k+110	松阪市嬉野島田町	490	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
21	(中村川) 雲出川	越水(溢水)	右	3.8k から 4.2k	松阪市嬉野堀之内町 ～嬉野八田町	380	河積不足 (積土のう工)
22	(中村川) 雲出川	越水(溢水)	右	4.6k から 5.0k	松阪市嬉野八田町	400	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
23	(中村川) 雲出川	越水(溢水)	右	5.2k から 5.2k+110	松阪市嬉野八田町	110	河積不足 (積土のう工)
40	(中村川) 雲出川	工作物	左	3.4k+100	松阪市嬉野一志町		応対基準 三郷井 用水樋管
41	(中村川) 雲出川	工作物	右	2.0k+105	松阪市嬉野中川町		応対基準 古田井 用水樋管

■重要度 B

(重要度 B)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (水防工法)
14	雲出川	基礎地盤漏水	右	1.4k から 3.2k	松阪市星合町 ～小野江町	1,660	安全性照査による判定
15	雲出川	堤体漏水	右	1.4k から 1.6k	松阪市星合町	190	被災履歴
16	雲出川	堤体漏水	右	2.2k から 4.2k	松阪市星合町	1,510	堤防脆弱性による判定
17	雲出川	堤体漏水	右	4.4k から 4.6k+10	松阪市星合町 ～菫目町	270	堤防脆弱性による判定
18	雲出川	越水(溢水)	右	4.0k から 4.2k	松阪市小野江町 ～菫目町	230	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
19	雲出川	越水(溢水)	右	4.4k+70 から 6.4k	松阪市菫目町	1,430	河積不足 (積土のう工)
20	雲出川	堤体漏水	右	5.8k から 6.6k	松阪市舞出町 ～嬉野川原木造町	870	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
21	雲出川	基礎地盤漏水	右	6.0k から 6.4k	松阪市嬉野川原木造町	430	安全性照査による判定

22	雲出川	越水(溢水)	右	6.4k から 6.6k	松阪市甚目町	210	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
23	雲出川	越水(溢水)	右	6.6k から 7.4k	松阪市甚目町	920	河積不足 (積土のう工)
24	雲出川 雲出川	堤体漏水	右	7.0k から 7.2k	松阪市嬭野黒田町	220	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
45	(中村川)	越水(溢水)	左	0.0k から 1.8k	松阪市嬭野平生町 ～嬭野天花寺町	1,700	河積不足 (積土のう工)
46	(中村川)	堤体漏水	左	1.0k+100 から 2.0k	松阪市嬭野宮古町 ～嬭野一志町	900	堤防脆弱性による判定
47	(中村川)	水衝洗掘	左	1.2k+50 から 1.2k+100	松阪市嬭野宮古町	60	H24根固据付
48	(中村川)	越水(溢水)	左	1.8k から 2.0k	松阪市嬭野宮古町 ～嬭野一志町	210	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
49	(中村川)	越水(溢水)	左	2.0k から 3.6k	松阪市嬭野宮古町 ～嬭野一志町	1,500	河積不足 (積土のう工)
50	(中村川)	堤体漏水	左	2.2k から 3.6k	松阪市嬭野一志町 ～嬭野島田町	1,310	すべり安全率による判定
51	(中村川)	越水(溢水)	左	3.6k から 3.8k	松阪市嬭野一志町	180	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
52	(中村川)	越水(溢水)	左	4.2k から 4.4k	松阪市嬭野島田町	200	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
53	(中村川)	越水(溢水)	左	4.6k から 4.8k	松阪市嬭野島田町	220	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
54	(中村川)	水衝洗掘	右	0.0k から 0.6k	松阪市嬭野黒田町	400	
55	(中村川)	越水(溢水)	右	0.0k から 3.8k	松阪市嬭野黒田町 ～嬭野中川町	3,510	河積不足 (積土のう工)
56	(中村川)	堤体漏水	右	0.6k から 0.8k	松阪市嬭野黒田町	190	堤防脆弱性による判定
57	(中村川)	堤体漏水	右	3.8k から 4.4k	松阪市嬭野八田町	600	堤防脆弱性による判定
58	(中村川)	越水(溢水)	右	4.2k から 4.6k	松阪市嬭野八田町	420	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
59	(中村川)	越水(溢水)	右	5.0k から 5.2k	松阪市嬭野井之上町	200	河積不足 (積土のう工)
75	雲出川	工作物 (橋梁)	左右	3.4k+45 3.4k+32	津市雲出島貫町 松阪市小野江町		桁下不足 雲出大橋
76	雲出川	工作物 (橋梁)	左右	4.0k+147 4.0k+157	津市雲出島貫町 松阪市甚目町		桁下不足 雲出橋
77	雲出川	工作物 (橋梁)	左右	4.8k+16 4.8k+15	津市木造町 松阪市甚目町		桁下不足 J R東海紀勢本線 雲出川橋梁
78	雲出川	工作物 (橋梁)	左右	5.6k+230 5.8k+146	津市木造町 松阪市舞出町		桁下不足 新雲出大橋
79	雲出川	工作物 (橋梁)	左右	6.6k+68 6.6k+110	津市新家町 松阪市嬭野見永町		桁下不足 大正橋
82	(中村川)	工作物 (橋梁)	左右	0.8k+149 0.8k+160	松阪市嬭野宮古町 松阪市嬭野黒田町		桁下不足 近鉄短絡線 新中村川橋梁
83	(中村川)	工作物 (橋梁)	左右	0.8k+149 0.8k+160	松阪市嬭野宮古町 松阪市嬭野中川町		桁下不足 近鉄大阪線 中村川橋梁
84	(中村川)	工作物 (橋梁)	左右	1.2k+183 1.2k+77	松阪市嬭野宮古町 松阪市嬭野中川町		桁下不足 小川橋
85	(中村川)	工作物 (橋梁)	左右	1.8k+194 1.8k+205	松阪市嬭野天花寺町 松阪市嬭野中川町		桁下不足 天花寺橋
86	(中村川)	工作物 (橋梁)	左右	4.4k+84 4.4k+102	松阪市嬭野島田町 松阪市嬭野八田町		桁下不足 中村川水管橋
87	(中村川)	工作物 (橋梁)	左右	4.4k+84 4.4k+102	松阪市嬭野島田町 松阪市嬭野八田町		桁下不足 島田橋

■要注意箇所

(要注意箇所)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要
1	雲出川	破堤跡	右	0.0k から 0.2k	松阪市五主町	210	S28.破堤
2	雲出川	破堤跡	右	0.6k+60 から 0.8k+30	松阪市五主町	190	S28 破堤
8	(中村川)	破堤跡	右	1.0k+60 から 1.0k+150	松阪市嬉野中川町	80	大正時代 破堤実績

(2)櫛田川

■重点区間

(重点区間)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (対象番号)
1	櫛田川	堤体漏水 基礎地盤漏水	左	2.6k から 3.0k	松阪市東久保町 ～新屋敷町	420	A1:堤体漏水 A2:基礎地盤漏水 B4:水衝洗掘
2	櫛田川	水衝洗掘	左	5.4k+100 から 5.6k	松阪市清水町	80	A3:水衝洗掘(木流し工) B11:堤体漏水, B12:基礎地盤 漏水, B14:越水(溢水)
3	櫛田川	水衝洗掘	左	7.4k+175 から 7.8k+130	松阪市豊原町	390	A4:水衝洗掘(木流し工) B16:越水(溢水), B17:堤体漏 水
4	櫛田川	水衝洗掘	左	8.4k+30 から 8.6k+80	松阪市豊原町	250	A5:水衝洗掘(木流し工) B17:堤体漏水, B18:基礎地盤 漏水
5	櫛田川	水衝洗掘	右	5.6k+210 から 5.8k+60	松阪市井口中町 ～高木町	60	A9:水衝洗掘(木流し工) B35:基礎地盤漏水 B36:堤体漏水
6	櫛田川	堤体漏水	右	7.4k から 7.6k	松阪市早馬瀬町	190	A10:堤体漏水 B35:基礎地盤漏水 B38:越水(溢水)

■重要度 A

(重要度A)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (水防工法)
1	櫛田川	堤体漏水	左	2.6k から 3.0k	松阪市東久保町 ～新屋敷町	420	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
2	櫛田川	基礎地盤漏水	左	2.6k から 3.0k	松阪市東久保町 ～新屋敷町	420	安全性照査による判定
3	櫛田川	水衝洗掘	左	5.4k+100 から 5.6k	松阪市清水町	80	洗堀の未施工 (木流し工)
4	櫛田川	水衝洗掘	左	7.4k+175 から 7.8k+130	松阪市豊原町	390	洗堀の未施工 (木流し工)
5	櫛田川	水衝洗掘	左	8.4k+30 から 8.6k+80	松阪市豊原町	250	洗堀の未施工 (木流し工)
6	櫛田川	越水(溢水)	左	13.8k から 14.0k	松阪市射和町	190	河積不足 (積土のう工)
7	櫛田川	越水(溢水)	左	14.6k から 16.4k	松阪市射和町 ～庄町	1,730	無堤 河積不足 (積土のう工)

8	櫛田川	越水（溢水）	左	17.2k から 17.6k	松阪市庄町	410	無堤 河積不足 （積土のう工）
9	櫛田川	水衝洗掘	右	5.6k+210 から 5.8k+60	松阪市井口中町 ～高木町	60	洗堀の未施工 （木流し工）
10	櫛田川	堤体漏水	右	7.4k から 7.6k	松阪市早馬瀬町	190	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
20	櫛田川	工作物 （橋梁）	左右	3.0k+88.7 3.0k+28.2	松阪市新屋敷町 松阪市東久保町		河積不足（阻外率大） 桁下不足 大平橋
21	櫛田川	工作物	左	3.4k+109	松阪市新屋敷町		応対基準 新屋敷 排水樋管
22	櫛田川	工作物	左	4.8k+32.5	松阪市清水町		応対基準 清水 排水樋管
23	櫛田川	工作物	左右	5.6k+1.3 5.6k+72.0	松阪市清水町		応対基準 櫛田第2頭首工
24	櫛田川	工作物	左右	8.0k+30.6 8.0k+63.5	松阪市豊原町		応対基準 櫛田第1頭首工 左岸用水樋管
25	櫛田川	工作物	左	10.4k+143	松阪市山添町		応対基準 統合頭首工 左岸用水樋管
26	櫛田川	工作物	左	12.0k+12	松阪市中万町		応対基準 中万第二 排水樋管
27	櫛田川	工作物	右	1.2k+45	松阪市松名瀬町		応対基準 中村 排水樋管
28	櫛田川	工作物	右	6.8k+172.3	松阪市高木町		応対基準 高木向山 用水樋管
29	櫛田川	工作物	右	7.2k+105	松阪市早馬瀬町		応対基準 東早馬瀬 用水樋管
30	櫛田川	工作物	右	祓川左岸	松阪市法田町		応対基準 統合頭首工 右岸用水樋管

■重要度 B

(重要度 B)

番号	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (水防工法)
1	櫛田川	越水（溢水）	左	1.4k から 1.8k	松阪市西黒部町	340	河積不足 （積土のう工）
2	櫛田川	越水（溢水）	左	2.0k から 2.6k	松阪市西黒部町 ～東久保町	660	河積不足 （積土のう工）
3	櫛田川	基礎地盤漏水	左	2.4k から 2.6k	松阪市東久保町	230	安全性照査による判定
4	櫛田川	水衝洗掘	左	2.4k+130 から 2.6k+50	松阪市東久保町	130	洗堀の未施工 （木流し工）
5	櫛田川	堤体漏水	左	3.0k から 3.2k	松阪市新屋敷町	210	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
6	櫛田川	基礎地盤漏水	左	3.0k から 3.2k	松阪市新屋敷町	210	安全性照査による判定
7	櫛田川	越水（溢水）	左	3.0k から 3.2k	松阪市新屋敷町	210	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
8	櫛田川	越水（溢水）	左	3.2k から 3.8k	松阪市新屋敷町	560	河積不足 （積土のう工）
9	櫛田川	越水（溢水）	左	3.8k から 4.2k+50	松阪市下七見町	340	河積不足 （積土のう工）
10	櫛田川	越水（溢水）	左	4.2k+50 から 4.4k	松阪市下七見町 ～魚見町	160	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）

11	榑田川	堤体漏水	左	4.6k から 7.4k	松阪市下七見町 ～榑田町	2,480	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
12	榑田川	基礎地盤漏水	左	4.6k から 6.0k	松阪市下七見町 ～清水町	1,420	安全性照査による判定
13	榑田川	越水（溢水）	左	4.6k から 4.8k	松阪市魚見町	300	河積不足 （積土のう工）
14	榑田川	越水（溢水）	左	5.0k から 5.6k	松阪市菅生町 ～清水町	600	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
15	榑田川	越水（溢水）	左	5.8k から 7.0k	松阪市清水町 ～榑田町	960	河積不足 （積土のう工）
16	榑田川	越水（溢水）	左	7.6k から 8.0k	松阪市榑田町 ～豊原町	430	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
17	榑田川	堤体漏水	左	7.6k から 8.8k	松阪市豊原町	1,280	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
18	榑田川	基礎地盤漏水	左	8.2k から 11.0k	松阪市豊原町 ～中万町	2,710	安全性照査による判定
19	榑田川	越水（溢水）	左	9.6k から 10.6k	松阪市山添町 ～中万町	900	河積不足 （積土のう工）
20	榑田川	堤体漏水	左	10.0k から 11.0k	松阪市山添町 ～中万町	890	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
21	榑田川	越水（溢水）	左	10.8k から 11.0k	松阪市中万町	200	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
22	榑田川	堤体漏水	左	11.4k から 13.6k	松阪市中万町 ～射和町	2,180	堤防脆弱性による判定 すべり安全率による判定
23	榑田川	越水（溢水）	左	14.0k から 14.6k	松阪市射和町	510	無堤 河積不足 （積土のう工）
24	榑田川	堤体漏水	左	16.4k から 17.2k	松阪市阿波曾町 ～庄町	850	すべり安全率による判定
25	榑田川	基礎地盤漏水	左	16.4k から 17.2k	松阪市阿波曾町 ～庄町	850	安全性照査による判定
26	榑田川	越水（溢水）	左	16.6k から 17.2k	松阪市庄町	590	河積不足 （積土のう工）
27	榑田川	越水（溢水）	左	18.0k から 18.6k	松阪市御麻生菌町	480	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
28	榑田川	基礎地盤漏水	右	1.2k から 1.8k	松阪市松名瀬町	660	安全性照査による判定
29	榑田川	越水（溢水）	右	1.4k から 2.8k	松阪市松名瀬町	1,400	河積不足 （積土のう工）
30	榑田川	基礎地盤漏水	右	2.4k から 2.8k	松阪市松名瀬町	350	安全性照査による判定
31	榑田川	基礎地盤漏水	右	3.0k から 3.8k	松阪市東久保町 ～魚見町	840	安全性照査による判定
32	榑田川	越水（溢水）	右	3.0k から 3.4k	松阪市東久保町	390	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）
33	榑田川	越水（溢水）	右	3.4k から 4.4k	松阪市魚見町	1,130	河積不足 （積土のう工）
34	榑田川	堤体漏水	右	4.4k から 4.8k	松阪市魚見町	340	堤防脆弱性による判定
35	榑田川	基礎地盤漏水	右	5.0k から 7.8k	松阪市魚見町 ～早馬瀬町	3,060	安全性照査による判定
36	榑田川	堤体漏水	右	5.6k から 7.4k	松阪市六根町 ～早馬瀬町	2,090	安全性照査による判定
37	榑田川	越水（溢水）	右	6.4k から 6.6k	松阪市高木町	310	河積不足 （積土のう工）
38	榑田川	越水（溢水）	右	6.6k から 7.8k	松阪市高木町 ～早馬瀬町	1,290	暫定堤防 河積不足 （積土のう工）

39	櫛田川	堤体漏水	右	8.4k から 8.8k	松阪市目田町	410	堤防脆弱性による判定
40	櫛田川	越水(溢水)	右	9.6k から 10.6k	松阪市横地町 ～多気郡多気町 朝長	840	河積不足 (積土のう工)
55	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	1.6k+129.1	松阪市西黒部町 松阪市松名瀬町		桁下不足 新松名瀬橋歩道橋
56	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	1.6k+147.5	松阪市西黒部町 松阪市松名瀬町		桁下不足 新松名瀬橋
57	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	1.8k+41.3	松阪市松名瀬町 松阪市松名瀬町		桁下不足 松名瀬橋歩道橋
58	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	1.8k+60.6	松阪市松名瀬町 松阪市松名瀬町		桁下不足 松名瀬橋
59	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	2.2k+146.1 2.2k+154.4	松阪市西黒部町 松阪市東久保町		桁下不足 松阪東大橋
60	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	4.2k+227.6 4.2k+183.4	松阪市下七見町 松阪市魚見町		桁下不足 魚見橋
61	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	7.4k+220.3 7.2k+134	松阪市櫛田町 松阪市早馬瀬町		桁下不足 近鉄宇治山田線 櫛田川橋梁
62	櫛田川	工作物 (橋梁)	左右	10.6k+141.2 10.8k+13.7	松阪市山添町 多気郡多気町中朝長		桁下不足 J R東海紀勢本線 櫛田川橋梁

3.2 知事管理区間河川の重要水防箇所

(1)河川

- ① 過年度災害未施工箇所で、破堤、決壊を更に助長して、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 堤防が低くて溢水し、又は堤体が貧弱、堤防の脚部深掘れ等のため破堤し、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 河床が著しく埋塞して流水断面を縮小したために附近堤防の溢水、又は決壊により重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、床止、水門、樋門、樋管、天然河岸の決壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で被害を及ぼすと思われる箇所。

(2)海岸

- ① 河川 ①に同じ
- ② 河川 ②に同じ
- ③ 堤防、前面の海浜が流出した箇所で、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管、天然海岸の決壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

(3)砂防

- ① 堰堤本体が弱体化し、亀裂など発見されて、破壊が懸念され、下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 流路工が著しく埋没した箇所で、上流又は下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 堤防、護岸、床固、流路工、水叩工、及び山腹工の埋没、決壊又は破壊している箇所、或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

3.2.1 重要水防箇所評定基準(県管理)

県管理河川における重要水防箇所の設定基準は次のとおりである。

種別	重 要 度		要注意 区間
	A 水防上 最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 河川改修計画による計画堤防高より低い箇所。 ④ 災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所。	
堤防断面	① 破堤、決壊、半決壊の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 破堤、決壊、半決壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、決壊、半決壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 堤防断面が標準断面より小さい箇所(堤防の法勾配が2割より急であったり天端巾が非常に小さい堤防)。	
法崩れ・すべり	① 法崩れ又は、すべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ② 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	① 漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種別	重 要 度		要注意 区間
	A 水防上 最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	<ul style="list-style-type: none"> ① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ② 橋台取り付部、その他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ③ 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ① 「河川管理施設等応急対策基準」にもとづく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所。 ② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)等以下となる箇所。 ③ 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 ② 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所。 	
工事施工			<ul style="list-style-type: none"> ① 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			<ul style="list-style-type: none"> ① 新堤防で築造後3年以内の箇所。 ② 破堤跡又は旧川流の箇所。
陸閘			<ul style="list-style-type: none"> ① 陸閘が設置されている箇所。

3.2.2 重要水防箇所(知事管理河川)

(1)河川

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
5	4	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	37.0K+70m ^{0.5} 39.2K+160m ^{5.0}	松阪市飯南町深野 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}	2,330	堤防高 (低下能力)	37.0K+70m ^{0.5} 37.4K+40m ^{5.0}	380	B	積土工工	H6.9実績有 浸水河積不足
5	4	2	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	37.0K+70m ^{0.5} 39.2K+160m ^{5.0}	松阪市飯南町深野 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}		堤防高 (低下能力)	37.4K+40m ^{0.5} 38.0K+30m ^{5.0}	610	A	積土工工	H6.9実績有 浸水河積不足
5	4	3	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	37.0K+70m ^{0.5} 39.2K+160m ^{5.0}	松阪市飯南町深野 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}		工作物	38.0K+30m ^{0.5} 38.6K+190m ^{5.0}	740	B	積土工工	護岸老朽化
5	4	4	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	37.0K+70m ^{0.5} 39.2K+160m ^{5.0}	松阪市飯南町深野 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}		堤防高 (低下能力)	38.8K+0m ^{0.5} 39.2K+160m ^{5.0}	600	B	積土工工	H6.9実績有 浸水河積不足
5	5	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	40.6K+220m ^{0.5} 41.2K+130m ^{5.0}	松阪市飯南町粥見 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}	560	法崩れ すべり	40.6K+220m ^{0.5} 41.2K+130m ^{5.0}	560	B	杭打 積土工工	
5	6	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	41.6K+80m ^{0.5} 41.8K+130m ^{5.0}	松阪市飯南町粥見 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}	230	法崩れ すべり	41.6K+80m ^{0.5} 41.8K+130m ^{5.0}	230	B	杭打 積土工工	
5	7	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	42.6K+50m ^{0.5} 42.8K+140m ^{5.0}	松阪市飯南町粥見 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}	290	堤防高 (低下能力)	42.6K+50m ^{0.5} 42.8K+140m ^{5.0}	290	A	積土工工	H6.9実績有 浸水河積不足
5	7	2	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	42.6K+50m ^{0.5} 42.8K+140m ^{5.0}	松阪市飯南町粥見 ^{0.5} 松阪市飯南町粥見 ^{5.0}		工作物	42.6K+50m ^{0.5} 42.8K+140m ^{5.0}	290	B	積土工工	護岸老朽化
5	8	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	49.8K+150m ^{0.5} 50.0K+10m ^{5.0}	松阪市飯高町下滝野 ^{0.5} 松阪市飯高町下滝野 ^{5.0}	80	堤防高 (低下能力)	49.8K+150m ^{0.5} 50.0K+10m ^{5.0}	80	B	積土工工	河積不足
5	9	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	56.8K+150m ^{0.5} 57.0K+80m ^{5.0}	松阪市飯高町赤桶 ^{0.5} 松阪市飯高町赤桶 ^{5.0}	140	堤防高 (低下能力)	56.8K+150m ^{0.5} 57.0K+0m ^{5.0}	140	A	積土工工	河積不足
5	9	2	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	56.8K+150m ^{0.5} 57.0K+80m ^{5.0}	松阪市飯高町赤桶 ^{0.5} 松阪市飯高町赤桶 ^{5.0}		工作物	56.8K+190m ^{0.5} 56.8K+190m ^{5.0}		A	積土工工	赤桶橋 河積阻害
5	10	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	57.6K+50m ^{0.5} 57.6K+90m ^{5.0}	松阪市飯高町赤桶 ^{0.5} 松阪市飯高町赤桶 ^{5.0}	40	堤防高 (低下能力)	57.6K+50m ^{0.5} 57.6K+90m ^{5.0}	40	A	積土工工	河積不足
5	11	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	57.8K+110m ^{0.5} 58.4K+30m ^{5.0}	松阪市飯高町田引 ^{0.5} 松阪市飯高町赤桶 ^{5.0}	570	堤防高 (低下能力)	57.8K+110m ^{0.5} 57.8K+180m ^{5.0}	60	A	積土工工	河積不足 H6.9実績有
5	11	2	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	57.8K+110m ^{0.5} 58.4K+30m ^{5.0}	松阪市飯高町赤桶 ^{0.5} 松阪市飯高町赤桶 ^{5.0}		堤防高 (低下能力)	57.8K+180m ^{0.5} 58.4K+30m ^{5.0}	510	B	積土工工	河積不足
5	12	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	59.6K+110m ^{0.5} 60.0K+130m ^{5.0}	松阪市飯高町田引 ^{0.5} 松阪市飯高町田引 ^{5.0}	410	堤防高 (低下能力)	59.6K+110m ^{0.5} 60.0K+130m ^{5.0}	410	A	積土工工	河積不足 H6.9実績有 溢水
5	13	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	62.0K+20m ^{0.5} 62.0K+160m ^{5.0}	松阪市飯高町田引 ^{0.5} 松阪市飯高町田引 ^{5.0}	140	堤防高 (低下能力)	62.0K+20m ^{0.5} 62.0K+160m ^{5.0}	140	B	積土工工	河積不足
5	14	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	63.2K+50m ^{0.5} 63.2K+190m ^{5.0}	松阪市飯高町栗野 ^{0.5} 松阪市飯高町栗野 ^{5.0}	140	堤防高 (低下能力)	63.2K+50m ^{0.5} 63.2K+190m ^{5.0}	140	B	積土工工	河積不足
5	15	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	65.2K+50m ^{0.5} 65.4K+20m ^{5.0}	松阪市飯高町栗野 ^{0.5} 松阪市飯高町栗野 ^{5.0}	180	堤防高 (低下能力)	65.2K+50m ^{0.5} 65.4K+20m ^{5.0}	180	A	積土工工	河積不足
5	16	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	65.8K+20m ^{0.5} 65.8K+140m ^{5.0}	松阪市飯高町栗野 ^{0.5} 松阪市飯高町栗野 ^{5.0}	120	堤防高 (低下能力)	65.8K+20m ^{0.5} 65.8K+140m ^{5.0}	120	A	積土工工	河積不足
5	17	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	68.2K+140m ^{0.5} 70.2K+10m ^{5.0}	松阪市飯高町富永 ^{0.5} 松阪市飯高町七日市 ^{5.0}	1,800	堤防高 (低下能力)	68.2K+140m ^{0.5} 68.4K+0m ^{5.0}	60	A	積土工工	河積不足
5	17	2	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	68.2K+140m ^{0.5} 70.2K+10m ^{5.0}	松阪市飯高町富永 ^{0.5} 松阪市飯高町七日市 ^{5.0}		堤防高 (低下能力)	68.4K+0m ^{0.5} 70.2K+10m ^{5.0}	1,740	B	積土工工	河積不足
5	18	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	69.0K+150m ^{0.5} 69.2K+190m ^{5.0}	松阪市飯高町宮本 ^{0.5} 松阪市飯高町宮本 ^{5.0}	260	堤防高 (低下能力)	69.0K+150m ^{0.5} 69.2K+190m ^{5.0}	260	B	積土工工	河積不足
5	19	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	72.8K+130m ^{0.5} 73.2K+110m ^{5.0}	松阪市飯高町森 ^{0.5} 松阪市飯高町森 ^{5.0}	400	堤防高 (低下能力)	72.8K+130m ^{0.5} 73.2K+110m ^{5.0}	400	B	積土工工	河積不足
5	19	2	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	左	72.8K+130m ^{0.5} 73.2K+110m ^{5.0}	松阪市飯高町森 ^{0.5} 松阪市飯高町森 ^{5.0}		堤防断面	73.0K+140m ^{0.5} 73.2K+110m ^{5.0}	180	B	積土工工	断面不足
5	20	1	櫛田川	櫛田川	有	松阪市	右	85.0K+70m ^{0.5} 85.6K+140m ^{5.0}	松阪市飯高町波瀬 ^{0.5} 松阪市飯高町落方 ^{5.0}	680	堤防高 (低下能力)	85.0K+70m ^{0.5} 85.6K+140m ^{5.0}	680	B	積土工工	河積不足
5	28	1	櫛田川	孫川	有	松阪市	左	4.0K+60m ^{0.5} 4.4K+60m ^{5.0}	松阪市上鎗路町 ^{0.5} 松阪市上鎗路町 ^{5.0}	400	堤防高 (低下能力)	4.0K+60m ^{0.5} 4.4K+60m ^{5.0}	400	B	積土工工	河積不足
5	29	1	櫛田川	孫川	有	松阪市	右	4.0K+60m ^{0.5} 4.4K+60m ^{5.0}	松阪市上鎗路町 ^{0.5} 松阪市上鎗路町 ^{5.0}	400	堤防高 (低下能力)	4.0K+60m ^{0.5} 4.4K+60m ^{5.0}	400	B	積土工工	河積不足
5	30	1	櫛田川	六呂木川	有	松阪市	左	1.8K+80m ^{0.5} 2.2K+50m ^{5.0}	松阪市茅原町 ^{0.5} 松阪市茅原町 ^{5.0}	380	堤防高 (低下能力)	1.8K+80m ^{0.5} 2.2K+50m ^{5.0}	380	B	積土工工	河積不足
5	42	1	櫛田川	深野川	無	松阪市	左	0.8K+30m ^{0.5} 1.0K+60m ^{5.0}	松阪市飯南町中村 ^{0.5} 松阪市飯南町長野 ^{5.0}	220	堤防高 (低下能力)	0.8K+30m ^{0.5} 1.0K+60m ^{5.0}	220	B	積土工工	高さ不足
5	42	2	櫛田川	深野川	無	松阪市	左	0.8K+30m ^{0.5} 1.0K+60m ^{5.0}	松阪市飯南町中村 ^{0.5} 松阪市飯南町長野 ^{5.0}		工作物	0.8K+30m ^{0.5} 0.8K+30m ^{5.0}		B	積土工工	無名橋 桁下高不足
5	43	1	櫛田川	仁柿川	有	松阪市	左	1.0K+80m ^{0.5} 1.2K+80m ^{5.0}	松阪市飯南町上仁柿 ^{0.5} 松阪市飯南町上仁柿 ^{5.0}	200	堤防高 (低下能力)	1.0K+80m ^{0.5} 1.2K+80m ^{5.0}	200	B	積土工工	河積不足
5	44	1	櫛田川	仁柿川	有	松阪市	左	4.6K+170m ^{0.5} 4.8K+110m ^{5.0}	松阪市飯南町上仁柿 ^{0.5} 松阪市飯南町上仁柿 ^{5.0}	130	堤防高 (低下能力)	4.6K+170m ^{0.5} 4.8K+110m ^{5.0}	130	B	積土工工	河積不足
5	45	1	櫛田川	仁柿川	有	松阪市	左	5.2K+190m ^{0.5} 5.4K+120m ^{5.0}	松阪市飯南町上仁柿 ^{0.5} 松阪市飯南町上仁柿 ^{5.0}	130	堤防高 (低下能力)	5.2K+190m ^{0.5} 5.4K+120m ^{5.0}	130	B	積土工工	河積不足
5	46	1	櫛田川	仁柿川	有	松阪市	左	5.6K+10m ^{0.5} 5.8K+60m ^{5.0}	松阪市飯南町上仁柿 ^{0.5} 松阪市飯南町上仁柿 ^{5.0}	250	堤防高 (低下能力)	5.6K+10m ^{0.5} 5.6K+160m ^{5.0}	150	B	積土工工	河積不足

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体	重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用		
						指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置		延長(m)	評定
5	46	2	櫛田川	仁柿川	有	松阪市	左	5.6K+10m 5.8K+60m	松阪市飯南町上仁柿 松阪市飯南町上仁柿		堤防高 (低下能力)	5.6K+160m 5.8K+60m	100	A	積土工	河積不足
5	46	3	櫛田川	仁柿川	有	松阪市	左	5.6K+10m 5.8K+60m	松阪市飯南町上仁柿 松阪市飯南町上仁柿		工作物	5.6K+160m 5.6K+160m		B	積土工	無名橋 下高不足
5	46	4	櫛田川	仁柿川	有	松阪市	左	5.6K+10m 5.8K+60m	松阪市飯南町上仁柿 松阪市飯南町上仁柿		工作物	5.8K+40m 5.8K+40m		B	積土工	井河積阻 堰害
5	47	1	櫛田川	相津川	有	松阪市	左	1.8K+10m 1.8K+160m	松阪市飯南町下相津 松阪市飯南町下相津	170	堤防高 (低下能力)	1.8K+10m 1.8K+160m	170	B	積土工	河積不足
5	48	1	櫛田川	相津川	有	松阪市	右	1.8K+10m 1.8K+170m	松阪市飯南町下相津 松阪市飯南町下相津	170	堤防高 (低下能力)	1.8K+10m 1.8K+170m	170	B	積土工	河積不足
5	49	1	櫛田川	相津川	有	松阪市	右	3.0K+110m 3.2K+120m	松阪市飯南町上相津 松阪市飯南町上相津	210	水衝洗掘	3.0K+110m 3.2K+120m	210	B	木竹流工	
5	50	1	櫛田川	湯谷川	有	松阪市	左	0K+10m 0.2K+80m	松阪市飯高町宮本 松阪市飯高町宮本	280	堤防高 (低下能力)	0K+10m 0.2K+80m	280	B	積土工	河積不足
5	51	1	櫛田川	蓮川	有	松阪市	左	0K+80m 0.2K+150m	松阪市飯高町森 松阪市飯高町森	260	堤防高 (低下能力)	0.0K+80m 0.2K+150m	260	B	積土工	河積不足
5	52	1	櫛田川	月出川	有	松阪市	右	0K+10m 0K+130m	松阪市飯高町桑原 松阪市飯高町桑原	120	堤防高 (低下能力)	0K+10m 0K+130m	120	A	積土工	河積不足
5	60	1	三渡川	三渡川	有	松阪市	右	0K+220m 0K+10m	松阪市松ヶ島町 松阪市松ヶ島町	250	工作物	0K+220m 0K+10m	250	B	積土工	堤防老朽化
5	61	1	三渡川	三渡川	有	松阪市	右	0.8K+60m 2.2K+20m	松阪市松崎浦町 松阪市六軒町	1,390	工作物	0.8K+60m 2.2K+20m	1,390	B	積土工	堤防老朽化
5	62	1	三渡川	百々川	有	松阪市	左	0K+0m 4.6K+20m	松阪市松崎浦町 松阪市井村町	4,620	堤防高 (低下能力)	0K+0m 4.6K+20m	4,620	A	積土工	河積不足
5	63	1	三渡川	百々川	有	松阪市	右	0K+0m 4.6K+20m	松阪市松ヶ島町 松阪市井村町	4,620	堤防高 (低下能力)	0K+0m 4.6K+20m	4,620	A	積土工	河積不足
5	64	1	三渡川	中川	有	松阪市	左	0K+30m 0.2K+140m	松阪市松崎浦町 松阪市松崎浦町	300	堤防高 (低下能力)	0K+30m 0.2K+140m	300	B	積土工	河積不足
5	65	1	三渡川	中川	有	松阪市	右	0K+40m 0.2K+150m	松阪市松崎浦町 松阪市松崎浦町	320	堤防高 (低下能力)	0K+40m 0.2K+150m	320	B	積土工	河積不足
5	66	1	三渡川	堀坂川	有	松阪市	左	1.8K+0m 6.4K+160m	松阪市美濃田町 松阪市伊勢寺町	4,760	堤防断面	1.8K+0m 5.0K+150m	3,360	B	積土工	断面不足
5	66	2	三渡川	堀坂川	有	松阪市	左	1.8K+0m 6.4K+160m	松阪市美濃田町 松阪市伊勢寺町	4,760	堤防高 (低下能力)	6.0K+100m 6.4K+160m	460	B	積土工	河積不足
5	67	1	三渡川	堀坂川	有	松阪市	右	2.2K+140m 6.4K+160m	松阪市曲町 松阪市伊勢寺町	4,230	堤防断面	2.2K+140m 5.0K+150m	2,830	B	積土工	断面不足
5	67	2	三渡川	堀坂川	有	松阪市	右	2.2K+140m 6.4K+160m	松阪市曲町 松阪市伊勢寺町	4,230	堤防高 (低下能力)	6.0K+140m 6.4K+160m	460	B	積土工	河積不足
5	68	1	阪内川	阪内川	有	松阪市	左	0K+0m 0.4K+80m	松阪市薫師町 松阪市薫師町	490	工作物	0K+0m 0.4K+80m	490	B	積土工	堤防老朽化
5	69	1	阪内川	阪内川	有	松阪市	右	0K+0m 0.4K+80m	松阪市薫師町 松阪市薫師町	460	工作物	0K+0m 0.4K+80m	460	B	積土工	堤防老朽化
5	70	1	金剛川	金剛川	有	松阪市	左	3.8K+0m 4.4K+110m	松阪市幸生町 松阪市幸生町	690	堤防高 (低下能力)	3.8K+0m 4.4K+110m	690	B	積土工	河積不足
5	71	1	金剛川	金剛川	有	松阪市	右	3.8K+0m 4.4K+110m	松阪市佐久米町 松阪市朝田町	720	堤防高 (低下能力)	3.8K+0m 4.4K+110m	720	B	積土工	河積不足
5	72	1	金剛川	金剛川	有	松阪市	左	6.4K+180m 9.2K+60m	松阪市垣鼻町 松阪市駅部田町	2,690	堤防断面	6.4K+180m 9.2K+60m	2,690	B	積土工	断面不足
5	73	1	金剛川	金剛川	有	松阪市	右	6.4K+180m 8.4K+40m	松阪市久保町 松阪市久保町	1,890	堤防断面	6.4K+180m 8.4K+40m	1,890	B	積土工	断面不足
5	74	1	金剛川	愛宕川	有	松阪市	右	0K+0m 0.6K+110m	松阪市高須町 松阪市高須町	740	工作物	0K+0m 0.6K+110m	740	B	積土工	堤防老朽化
5	75	1	金剛川	愛宕川	有	松阪市	左	0.6K+110m 1.0K+150m	松阪市大口町 松阪市大口町	430	堤防高 (低下能力)	0.6K+110m 1.0K+150m	430	B	積土工	河積不足
5	76	1	金剛川	愛宕川	有	松阪市	右	0.6K+110m 1.0K+150m	松阪市高須町 松阪市高須町	430	堤防高 (低下能力)	0.6K+110m 1.0K+150m	430	B	積土工	河積不足
5	77	1	金剛川	愛宕川	有	松阪市	左	2.8K+50m 3.0K+70m	松阪市京町 松阪市京町	220	堤防高 (低下能力)	2.8K+50m 3.0K+70m	220	B	積土工	河積不足
5	78	1	金剛川	愛宕川	有	松阪市	右	2.8K+50m 3.0K+70m	松阪市東町 松阪市東町	220	堤防高 (低下能力)	2.8K+50m 3.0K+70m	220	B	積土工	河積不足
5	79	1	金剛川	勢々川	有	松阪市	左	0.4K+190m 1.6K+10m	松阪市西野々町 松阪市吉井町	1,020	堤防高 (低下能力)	0.4K+190m 1.6K+10m	1,020	B	積土工	河積不足
5	79	2	金剛川	勢々川	有	松阪市	左	0.4K+190m 1.6K+10m	松阪市西野々町 松阪市吉井町	1,020	工作物	1.2K+70m 1.2K+70m		B	積土工	桁下高不足 第2号橋
5	80	1	金剛川	勢々川	有	松阪市	右	0.4K+190m 1.6K+10m	松阪市西黒部町 松阪市西黒部町	1,020	堤防高 (低下能力)	0.4K+190m 1.6K+10m	1,020	B	積土工	河積不足
5	81	1	金剛川	名吉須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町	2,140	堤防高 (低下能力)	1.4K+160m 3.6K+90m	2,140	B	積土工	河積不足
5	81	2	金剛川	名吉須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町	2,140	工作物	1.4K+160m 1.4K+160m		B	積土工	名古須橋 下高不足
5	81	3	金剛川	名吉須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町	2,140	工作物	1.8K+120m 1.8K+120m		B	積土工	無名橋 下高不足

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体	重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用			
						指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置		延長(m)	評定	対策水防工法
5	81	4	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	1.8K+170m 1.8K+170m	B	積土工工	近桁下高不足	梁足	
5	81	5	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	1.8K+180m 1.8K+180m	B	積土工工	J R 橋下高不足	梁足	
5	81	6	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	2.2K+40m 2.2K+40m	B	積土工工	田原口橋下高不足	橋足	
5	81	7	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	2.4K+150m 2.4K+150m	B	積土工工	里桁下高不足	橋足	
5	81	8	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	2.6K+30m 2.6K+30m	B	積土工工	背桁下高不足	橋足	
5	81	9	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	3.0K+80m 3.0K+80m	B	積土工工	海会寺橋下高不足	橋足	
5	81	10	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	3.2K+80m 3.2K+80m	B	積土工工	無桁下高不足	橋足	
5	81	11	金剛川	名古須川	有	松阪市	左	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市清生町 松阪市春日町		工作物	3.4K+140m 3.4K+140m	B	積土工工	五ヶ月橋下高不足	橋足	
5	82	1	金剛川	名古須川	有	松阪市	右	1.4K+160m 3.6K+90m	松阪市大津町 松阪市垣鼻町	2,140	堤防高(低下能力)	1.4K+160m 3.6K+90m	2,140	B	積土工工	河積不足	
5	86	1	雲出川	中村川	有	松阪市	右	7.6K+80m 7.8K+90m	松阪市總野滝之川町 松阪市總野滝之川町	210	堤防高(低下能力)	7.6K+80m 7.8K+90m	210	B	積土工工	高さ不足	
5	87	1	雲出川	中村川	有	松阪市	左	19.2K+170m 19.6K+110m	松阪市總野小原町 松阪市總野小原町	340	堤防高(低下能力)	19.2K+170m 19.6K+110m	340	B	積土工工	河積不足	
5	88	1	雲出川	中村川	有	松阪市	右	19.2K+170m 19.6K+110m	松阪市總野小原町 松阪市總野小原町	330	堤防高(低下能力)	19.2K+170m 19.6K+110m	330	B	積土工工	河積不足	
5	89	1	雲出川	中村川	有	松阪市	右	20.0K+150m 20.6K+10m	松阪市總野小原町 松阪市總野小原町	470	堤防高(低下能力)	20.0K+150m 20.6K+10m	470	B	積土工工	高さ不足	
5	90	1	雲出川	大谷川	有	松阪市	左	1.4K+50m 2.2K+140m	松阪市總野薬王寺町 松阪市總野薬王寺町	890	堤防高(低下能力)	1.4K+50m 2.2K+140m	890	B	積土工工	高さ不足	
5	91	1	碧川	碧川	有	松阪市	左	0K+0m 1.8K+80m	松阪市五主町 松阪市笠松町	1,860	工作物	0K+0m 0.2K+110m	310	A	積土工工	堤防老朽化	
5	91	2	碧川	碧川	有	松阪市	左	0K+0m 1.8K+80m	松阪市五主町 松阪市笠松町		堤防高(低下能力)	0.2K+110m 1.8K+80m	1,550	B	積土工工	河積不足(河床堆積)	
5	92	1	碧川	碧川	有	松阪市	右	0K+0m 1.8K+80m	松阪市曾原新田町 松阪市曾原町	1,940	工作物	0K+0m 0.2K+110m	310	A	積土工工	堤防老朽化(亀裂あり)	
5	92	2	碧川	碧川	有	松阪市	右	0K+0m 1.8K+80m	松阪市曾原新田町 松阪市曾原町		堤防高(低下能力)	0.2K+110m 1.8K+80m	1,630	B	積土工工	河積不足(河床堆積)	
5	93	1	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	0K+310m 2.0K+20m	松阪市喜多村新田町 松阪市小津町	1,950	工作物	0K+310m 1.4K+0m	1,310	B	積土工工	堤防老朽化	
5	93	2	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	0K+310m 2.0K+20m	松阪市喜多村新田町 松阪市小津町		堤防高(低下能力)	1.4K+0m 2.0K+20m	640	B	積土工工	河積不足	
5	94	1	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町	3,500	堤防高(低下能力)	2.0K+20m 4.0K+130m	2,140	B	積土工工	河積不足	
5	94	2	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		堤防高(低下能力)	4.0K+130m 4.2K+180m	270	A	積土工工	河積不足	
5	94	3	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		堤防高(低下能力)	4.2K+180m 5.4K+50m	1,090	B	積土工工	河積不足	
5	94	4	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	2.0K+80m 2.0K+80m		B	積土工工	J R 橋阻害	
5	94	5	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	2.2K+90m 2.2K+90m		B	積土工工	巡河見橋阻害	
5	94	6	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	2.6K+70m 2.6K+70m		B	積土工工	近桁鉄橋阻害	
5	94	7	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	3.4K+130m 3.4K+130m		B	積土工工	無桁下高不足	
5	94	8	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	3.6K+100m 3.6K+100m		B	積土工工	無桁下高不足	
5	94	9	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	3.8K+0m 3.8K+0m		B	積土工工	無桁下高不足	
5	94	10	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	3.8K+130m 3.8K+130m		B	積土工工	無桁下高不足	
5	94	11	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	3.8K+170m 3.8K+170m		B	積土工工	筋違橋足	
5	94	12	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	4.0K+0m 4.0K+0m		B	積土工工	田村橋下高不足	
5	94	13	三渡川	三渡川	有	松阪市	左	2.0K+20m 5.4K+50m	松阪市總野津屋城町 松阪市總野黒野町		工作物	4.0K+100m 4.0K+100m		B	積土工工	無桁下高不足	
5	95	1	三渡川	三渡川	有	松阪市	右	2.2K+20m 2.8K+140m	松阪市中ノ庄町 松阪市中ノ庄町	730	堤防高(低下能力)	2.2K+20m 2.8K+140m	730	B	積土工工	河積不足	
5	96	1	三渡川	三渡川	有	松阪市	右	3.2K+60m 4.0K+130m	松阪市總野田村町 松阪市總野田村町	870	堤防高(低下能力)	3.2K+60m 4.0K+130m	870	B	積土工工	河積不足	
5	97	1	三渡川	三渡川	有	松阪市	右	4.4K+160m 5.4K+50m	松阪市總野黒野町 松阪市總野黒野町	890	堤防高(低下能力)	4.4K+160m 5.4K+50m	890	B	積土工工	河積不足	

建設 コード	区 域 番 号	箇 所 番 号	水系名	河川名	担当水防 管理団体	重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用	
						指定 有無	名称	左右 の岸	位 置	地 先 名	延長 (m)	種別	位 置	延長 (m)		評定
5	98	1	三渡川	中川	有	松阪市	左	0.2K+170m 1.0K+60m	松阪市市場庄町 松阪市市場庄町	670	堤防高 (流下能力)	0.2K+170m 1.0K+60m	670	A	積土依工	河積不足
5	98	2	三渡川	中川	有	松阪市	左	0.2K+170m 1.0K+60m	松阪市市場庄町 松阪市市場庄町		工作物	0.4K+130m 0.4K+130m		A	積土依工	無名阻 河積
5	98	3	三渡川	中川	有	松阪市	左	0.2K+170m 1.0K+60m	松阪市市場庄町 松阪市市場庄町		工作物	0.6K+60m 0.6K+60m		A	積土依工	無名阻 河積
5	98	4	三渡川	中川	有	松阪市	左	0.2K+170m 1.0K+60m	松阪市市場庄町 松阪市市場庄町		工作物	0.6K+110m 0.6K+110m		A	積土依工	R42中川 河積阻
5	98	5	三渡川	中川	有	松阪市	左	0.2K+170m 1.0K+60m	松阪市市場庄町 松阪市市場庄町		工作物	0.8K+140m 0.8K+140m		A	積土依工	無名阻 河積
5	99	1	三渡川	中川	有	松阪市	右	0.2K+180m 1.0K+60m	松阪市市場庄町 松阪市市場庄町	670	堤防高 (流下能力)	0.2K+180m 1.0K+60m	670	A	積土依工	河積不足
5	100	1	三渡川	堀坂川	有	松阪市	左	0K+0m 1.8K+0m	松阪市中ノ庄町 松阪市上ノ庄町	1,810	堤防高 (流下能力)	0K+0m 1.8K+0m	1,810	B	積土依工	河積不足 (河床堆積)
5	101	1	三渡川	堀坂川	有	松阪市	右	0K+0m 2.2K+140m	松阪市上ノ庄町 松阪市久米町	2,350	堤防高 (流下能力)	0K+0m 2.2K+140m	2,350	B	積土依工	河積不足 (河床堆積)
5	102	1	三渡川	岩内川	有	松阪市	左	0K+10m 0.2K+190m	松阪市上ノ庄町 松阪市上ノ庄町	380	堤防高 (流下能力)	0K+10m 0.2K+190m	380	B	積土依工	河積不足 (河床堆積)
5	103	1	三渡川	岩内川	有	松阪市	右	0K+0m 2.0K+0m	松阪市上ノ庄町 松阪市上ノ庄町	2,000	堤防高 (流下能力)	0K+0m 2.0K+0m	2,000	B	積土依工	河積不足 (河床堆積)
5	104	1	三渡川	岩内川	有	松阪市	左	0.2K+190m 0.8K+10m	松阪市總野田村町 松阪市總野田村町	430	堤防高 (流下能力)	0.2K+190m 0.8K+10m	430	B	積土依工	河積不足
5	105	1	三渡川	岩内川	有	松阪市	左	0.8K+10m 2.0K+0m	松阪市上ノ庄町 松阪市上ノ庄町	1,190	堤防高 (流下能力)	0.8K+10m 2.0K+0m	1,190	B	積土依工	河積不足 (河床堆積)
5	105	2	三渡川	岩内川	有	松阪市	左	0.8K+10m 2.0K+0m	松阪市上ノ庄町 松阪市上ノ庄町	1,190	工作物	1.4K+190m 1.4K+190m		B	積土依工	無名阻 河積

第4章 予報及び警報とその措置

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

津地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を中部地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

本市における注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

令和7年5月29日現在
発表官署 津地方気象台

松阪市	府県予報区	三重県		
	一次細分区域	北中部		
	市町村等をまとめた地域	中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	32
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159
	洪水	流域雨量指数基準	碧川流域=8, 中村川流域=27.7, 橿田川流域=50.6, 三渡川流域=13.6, 阪内川流域=20.2, 愛宕川流域=5.8, 金剛川流域=11.8, 名古須川流域=8.5	
		複合基準*1	橿田川流域=(7, 45.5), 三渡川流域=(7, 13) 名古須川流域=(20, 5.8)	
		指定河川洪水予報による基準	雲出川及び雲出古川[大仰・雲出橋], 橿田川[両郡・橿田橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	2.8m*2		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	碧川流域=6.4, 中村川流域=22.1, 橿田川流域=40.4, 三渡川流域=8.9, 阪内川流域=16.1, 愛宕川流域=3.9, 金剛川流域=9.4, 名古須川流域=6.8	
		複合基準*1	中村川流域=(5, 22.1), 橿田川流域=(5, 40.4), 三渡川流域=(6, 8.9), 阪内川流域=(5, 16.1), 愛宕川流域=(6, 3.9), 金剛川流域=(5, 9.4), 名古須川流域=(6, 5.2)	
		指定河川洪水予報による基準	雲出川及び雲出古川[大仰・雲出橋], 橿田川[両郡・橿田橋]	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
海上			15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
波浪	有義波高	1.5m		

高潮	潮位	1.5m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	陸上 100m
		海上 500m
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
なだれ		
低温	冬期:最低気温-5℃以下	
霜	晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 三重県が定める基準水位観測所(津松阪港)における高潮特別警戒水位(2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する必要があります。

(2)特別警報の種類と発表基準

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	最大波の高さが高いところで 3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
地震 (地震動)	震度 6 弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度 6 弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)	

[参考]松阪市の 50 年に一度の値(令和 4 年 3 月 24日現在)

	R48	R03	SWI
松阪市	780	215	376

※R48:48 時間降水量(mm)、R03:3 時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数

(3)津波に関する予報及び警報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

また、地震発生後、予想される津波の高さが 0.2m未満であり、被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波予報区	区域
伊勢・三河湾	三重県(伊勢市以南を除く) 愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く)

(4)津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、津波注意報を発表したのち、「津波の到達予想時刻」、「予測される津波の高さ」等の情報を発表する。

[参考]津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1)種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。市長が発令する避難指示の発令判断の目安となるもの。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。

氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき(氾濫注意水位を下回った場合を除く)、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達したときを除く)。
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

(2) 三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で行う洪水予報

① 洪水予報を行う河川名と区域

河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	左岸	三重県津市一志町大仰字下山 379 番の 1 地先から海まで	三重河川国道事務所と津地方気象台の共同
	右岸	三重県津市一志町高野字二ノ筒 2006 番の 2 地先から海まで	
櫛田川	左岸	三重県松阪市御麻生菌町字脇カイト 304 番地先から海まで	三重河川国道事務所と津地方気象台の共同
	右岸	三重県多気郡多気町牧字川原街道 49 番地先から海まで	

② 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所	地名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画水位	TPとの関係	対象団	象管	水理名
雲出川 雲出古川	雲出橋	松阪市 小野江町	3.00	3.70	5.00	5.40	6.74	0点 TP+0.22	松阪市 津市		
櫛田川	両郡	多気郡多気町 相可	3.00	3.50	5.80	6.70	8.63	0点 TP+16.0	松阪市 多気町		
櫛田川	櫛田橋	松阪市 豊原町	3.00	3.50	4.70	5.10	7.09	0点 TP+6.00	松阪市		

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報(氾濫注意水位を下回った場合の情報(氾濫注意情報の解除)を含む。)、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。市長が発令する避難指示の発令判断の目安となるもの。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。
氾濫注意情報 解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

(2) 三重河川国道事務所が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名と区域

河川名	左右岸	実施区域	実施機関
中村川	左岸	三重県松阪市嬉野島田町字中戸 947 番 1 地 先から雲出川合流点まで	国土交通省 三重河川国道 事務所
	右岸	三重県松阪市嬉野井之上町字西浦 71 番 1 地 先から雲出川合流点まで	

② 水位到達情報の通知の対象となる水位観測所

河川名	観測所	地名	先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計高	水位	TとPの係	対防団象	水理名
中村川	島田橋	松阪市	嬉野八田町	1.50	2.30	2.50	2.80	3.88		0点 T P + 13.0	松阪市	

(3) 知事が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名と区域

番号	河川名	左右岸の別	区域	延長(メートル)	建設事務所名	担当水防管理団体	
						指定有無	団体名
17	碧川	左	松阪市小舟江町 から河口まで	2,030	松阪	有	松阪市
		右	松阪市曾原町 から河口まで	2,030			

18	三 渡 川	左	松阪市嬉野田村町 から河口まで	5,200	松 阪 有	松 阪 市
		右	松阪市嬉野黒野町 から河口まで	5,200		
19	阪 内 川	左	松阪市井村町地内井村橋 から河口まで	5,400	松 阪 有	松 阪 市
		右	松阪市井村町地内井村橋 から河口まで	5,400		
20	金 剛 川	左	松阪市久保町字上出地内焼橋 から金剛川汐止樋門まで	6,600	松 阪 有	松 阪 市
		右	松阪市久保町字上出地内焼橋 から金剛川汐止樋門まで	6,600		
21	愛 宕 川	左	松阪市末広町 から金剛川合流点まで	4,800	松 阪 有	松 阪 市
		右	松阪市末広町 から金剛川合流点まで	4,800		
22	名 古 須 川	左	松阪市駅部田町 から金剛川合流点まで	4,000	松 阪 有	松 阪 市
		右	松阪市駅部田町 から金剛川合流点まで	4,000		

②水位到達情報の通知の対象となる水位観測所

上段 () は T P

河 川 名	水 位 観 測 所 名	水防団待機 (通 報) 水 位	氾 濫 注 意 (警 戒) 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 (洪水特別警戒) 水 位	市町参考水位 (旧氾濫危険水位)	発 表 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
碧 川	笠 松	(0.278) 1.47	(0.278) 1.47	(0.558) 1.75	(0.738) 1.93	(0.918) 2.11	松 阪 建 設 事 務 所 長	松 阪 市 長	加 入 電 話
三 渡 川	嬉 野 田 村	(1.753) 1.79	(2.353) 2.39	(2.553) 2.59	(2.953) 2.99	(3.353) 3.39	松 阪 建 設 事 務 所 長	松 阪 市 長	加 入 電 話
阪 内 川	外 五 曲	(7.460) -0.25	(8.000) 0.29	(8.740) 1.03	(9.810) 2.10	(11.180) 3.47	松 阪 建 設 事 務 所 長	松 阪 市 長	加 入 電 話
金 剛 川	大 津	(4.130) 0.60	(4.730) 1.20	(4.730) 1.20	(5.030) 1.50	(5.330) 1.80	松 阪 建 設 事 務 所 長	松 阪 市 長	加 入 電 話
愛 宕 川	宮 町	(1.110) 1.11	(1.560) 1.56	(1.560) 1.56	(2.030) 2.04	(2.970) 2.98	松 阪 建 設 事 務 所 長	松 阪 市 長	加 入 電 話
名 古 須 川	大 津 名 古 須 橋	(2.131) 0.73	(2.951) 1.55	(2.951) 1.55	(3.071) 1.67	(3.371) 1.97	松 阪 建 設 事 務 所 長	松 阪 市 長	加 入 電 話

4.4 水位周知海岸における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した海岸について、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水(法第13条の3に規定される水位)に達したときは、高潮氾濫発生情報を発表し、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除を発表し、関係機関等へ通知すること。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき ・高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り、気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

(2)水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う海岸名と区域

番号	海岸名	区域	建設事務所名	担当水防管理団体	
				指定有無	団体名
2	伊勢湾沿岸 (三重県区間) 区間-2	津市河芸町東千里から伊勢市朝熊町まで	津	有	津市
			松阪	有	松阪市
			伊勢	無	明和町
			伊勢	有	伊勢市
			伊勢	無	玉城町

②水位周知海岸の対象とする水位観測所及び通知

海岸名	基準水位観測所名	高潮特別警戒水位(T.P.m)	発表担当者	受報担当者	摘要	連絡方法
伊勢湾沿岸 (三重県区間) 区間-2	津松阪港	2.3	津建設事務所長	津市長		加入電話
			松阪建設事務所長	松阪市長 明和町長		加入電話
			伊勢建設事務所長	伊勢市長 玉城町長		加入電話

4.5 県水防支部(松阪建設事務所)からの気象情報等の通知

県水防支部から気象及び水位等に関する情報の通知を受けたとき、水防管理者は活動体制を執るとともに、「通報連絡系統図」(P39)によりこれを伝達するものとする。

4.6 水防警報(洪水・高潮)

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものである。

国土交通大臣及び知事が水防警報を発表する河川及び海岸は、次表のとおりであり、水防警報を受けた場合は「通報連絡系統図」により伝達するとともに、速やかに第6章(水防活動)体制に入るものとする。

津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

(1)国土交通大臣の発する水防警報(法第16条)

【河川】

①水防警報を行う河川名と区域

水系名	河川名	左右岸	実施区域	実施機関
雲出川	雲出川	左岸	三重県津市一志町大仰字下山379番1番地先 から海まで	三重河川 国道事務所
		右岸	三重県津市一志町高野字二ノ筒2006番2地先 から海まで	
	中村川	左岸	三重県松阪市嬉野島田町字中戸947番1地先 から幹川合流点まで	三重河川 国道事務所
		右岸	三重県松阪市嬉野井之上町字西浦71番1地先 から幹川合流点まで	
櫛田川	櫛田川	左岸	三重県松阪市御麻生菌町字脇カイト304番地先 から海まで	三重河川 国道事務所
		右岸	三重県多気郡多気町牧字川原街道49番地先 から海まで	

②水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に到達し、雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。(水防団員の出動を通知するもの)	水位が出動水位に到達し雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認めるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り、水防作業の必要がなくなったとき。

情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの。	適宜
----	------------------------------	----

(2)知事の発する水防警報(法第16条)

【河川】

①水防警報を行う河川名と区域

番号	河川名	左右岸の別	区域	延長(m)	建設事務所名	担当水防管理団体	
						指定有無	団体名
17	碧川	左	松阪市小舟江町 から河口まで	2,030	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市曾原町 から河口まで	2,030			
18	三渡川	左	松阪市嬉野田村町 から河口まで	5,200	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市嬉野黒野町 から河口まで	5,200			
19	阪内川	左	松阪市南井村地内井村橋 から河口まで	5,400	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市南井村地内井村橋 から河口まで	5,400			
20	金剛川	左	松阪市駅部田町字上出地内焼橋 から金剛川汐止樋門まで	6,600	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市駅部田町字上出地内焼橋 から金剛川汐止樋門まで	6,600			
21	愛宕川	左	松阪市末広町 から金剛川合流点まで	4,800	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市末広町 から金剛川合流点まで	4,800			
22	名古屋川	左	松阪市駅部田町 から金剛川合流点まで	4,000	松 阪	有	松 阪 市
		右	松阪市駅部田町 から金剛川合流点まで	4,000			

②水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出動に関するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に接近し、または達し、なお増水の恐れがある場合。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を越えて、なお増水の恐れがある場合。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り、水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの。	適宜

氾濫危険 (洪水特別警戒)水位情報	市長が発令する避難指示の発令判断の目安とするもの。	水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を越えて、なお増水の恐れがあるとき。
----------------------	---------------------------	---------------------------------------

【海岸】

①水防警報を行う海岸及び区域

番号	海岸名	区域	建設事務所名	担当水防管理団体	
				指定有無	団体名
1	伊勢湾沿岸 (三重県区間) (漁港、農地海岸等を含む)	木曾岬町新輪から伊勢市朝熊町まで	桑名	有	木曾岬町
				有	桑名市
			四日市	有	川越町
				有	朝日町
				有	四日市市
			鈴鹿	有	鈴鹿市
	有	津市			
	有	松阪市			
	無	明和町			
	有	伊勢市			
	無	玉城町			

②水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
注意 (準備)	気象・海象情報等を確認し、水防団員の出動準備が必要となることを通知するもの。	高潮警報かつ波浪注意報が発表
警戒 (出動)	気象・海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの。	高潮警報かつ波浪警報が発表
解除	水防活動の終了を通知するもの。	高潮警報が解除された場合

4.7 避難指示

(1)海岸

法第16条に基づき、知事が指定した伊勢湾沿岸においては、水防警報【警戒】の発表を避難指示の目安とする。

(2)河川

法第 13 条に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた避難指示の目安となる氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、次のとおりである。

区分	河川名	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測所名
洪水予報河川	櫛田川	6.70m	両郡
		5.10m	櫛田橋
	雲出川	5.40m	雲出橋
水位周知河川	中村川	2.80m	島田橋
	碧川	1.93m	笠松
	三渡川	2.99m	嬉野田村
	阪内川	2.10m	外五曲
	金剛川	1.50m	大津
	愛宕川	2.04m	宮町
	名古須川	1.67m	大津名古須橋

第5章 浸水想定区域

5.1 浸水想定区域の指定等

国土交通省及び三重県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合の水深等を公表する(法第14条)。

松阪市は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域(法第14条の2に規定される雨水出水想定区域)として指定し、指定の区域及び浸水した場合の水深等を公表する。

5.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)

法第14条による指定がされた場合は、松阪市防災会議は地域防災計画において浸水想定区域ごとに次の事項を定める。

- (1)洪水予報等の伝達方法
- (2)避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3)避難訓練の実施に関する事項
- (4)浸水想定区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地
- (5)その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

5.3 洪水等ハザードマップの作成及び配布(法第15条第3項)

浸水想定区域の指定に基づき、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難場所等を記載した各ハザードマップを作成・配布する。

5.4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等(法第15条の3)

法第15条第1項の規定により松阪市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施をする。

また、自衛水防組織の設置に努めるものとする。

第6章 水防活動

6.1 待機及び準備

- (1) 消防団の幹部及び連絡員を指揮本部又は地区指揮所に参集させる。
- (2) 水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を行う。
- (3) 待機の指令は次の場合に行う。
 - ① 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
 - ② 気象状況により高潮の危険が予知されたとき。
- (4) 準備の指令は次の場合に行う。
 - ① 洪水予報が発せられたとき。
 - ② 水防警報(準備)が発せられたとき。
 - ③ 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
 - ④ 気象状況により高潮の危険が予知されたとき。
- (5) 前記の指令は消防団統括指揮本部からの「通報連絡系統図」(P39)により伝達する。

6.2 消防団及び消防機関の出動(法第 17 条)

水防管理者は、次の場合において、消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。なお、出動は消防団統括指揮本部からの「通報連絡系統図」(P39)にて伝達する。

- (1) 水防警報が発せられたとき
- (2) 水位が警戒水位に到達したとき
- (3) その他水防上必要があると認めるとき

6.3 消防団の水防活動

- (1) 消防団員は出動して、各管轄区域の警戒又は水防活動を行う。水防活動を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の安全確保ができないと判断したときには、避難を優先する。

6.4 居住者の出動(法第 24 条)

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない場合は、付近の居住者又は水防の現場にある者に対し水防に従事させることができる。

6.5 輸送の確保

消防団員特別部隊、水防用資器材等の輸送については次のとおりである。

種別	備考
消防団員輸送	消防団の各分団消防車両
水防資材の輸送 工作班の輸送	本市所有トラック 本市所有ライトバン
負傷者の搬送	消防署の救急車両

6.6 緊急通行(法第19条)

(1)緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2)損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

6.7 河川等の巡視(法第9条)

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、随時河川や海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

(1)巡視

水防管理者は、消防団長又は消防機関の長と協議の上、巡視する者を定め、安全に留意した上で、河川や海岸堤防等を巡視させる。

(2)報告

巡視中、異常を発見した場合は、直ちに水防管理者に報告する。報告を受けた水防管理者は、直ちに、本市管理以外の河川等については、各管理者に報告し、維持修繕等の必要な措置を求める。

(3) 巡視の注意事項

巡視に当たっては次の事項について特に整備点検等を行うものとし、異常を発見した場合は直ちに水防活動を実施し、河川等の管理者及び水防管理者に報告する。

- ① 水門・樋管・樋門・門扉・防潮扉及び逆流止の点検
- ② 角落し材の保管状況の確認
- ③ 用水頭首工門扉の点検
- ④ 溜池付近のポンプその他工作物の点検
- ⑤ 堤防の弱小箇所又は新設箇所の点検
- ⑥ 水流の強く当たる堤防箇所等異常
- ⑦ 堤防と構造物の取り付け部の異常

6.8 決壊、漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関、団体)に通報するものとする。

6.9 決壊、漏水等後の措置

前項の報告を受けた水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

また、水防管理者は氾濫により被害が想定される区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令した上で、最優先で人命救助にあたるものとする。

6.10 避難

洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。この場合、松阪警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防管理者は、台風、高潮等が来襲した場合の危険区域について、その地域と危険度を想定し、危険区域については地区毎に避難立退き先を検討し、あらかじめ具体的な避難場所及び避難経路を定めておくものとする。

6.11 水防配備の解除

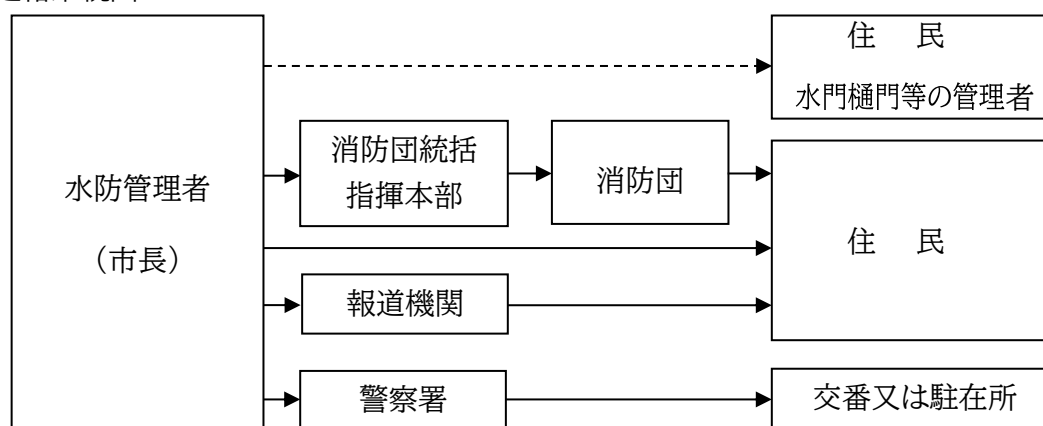
対策本部長は水防解除の通報を受けた時、又は水位が氾濫注意水位を下がり危険が去ったと認められるときは、県水防支部長と協議のうえ水防解除の指示を得て、これを解除する。

6.12 通信連絡

消防団及び関係機関への連絡、住民への広報は次により行う。

- ① 連絡方法は、無線機、電話若しくはメールにより、「通報連絡系統図」に基づき行う。
- ② 水防信号、防災行政無線等により行う。
- ③ 広報車及び消防車両等により行う。

<通報連絡系統図>



名称	電話番号	FAX 番号
国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所	059-229-2216	229-2257
津地方気象台	059-228-6818	246-8484
三重県水防本部(施設災害対策課)	059-224-2674	224-2684
三重県災害対策本部(災害対策課)	059-224-2189	224-2199
三重県松阪建設事務所 保全課	0598-50-0579	50-0624
三重県松阪地域防災総合事務所 地域調整防災室	0598-50-0503	50-0618
松阪市災害対策本部(防災対策課)	0598-53-4313	22-1055
松阪地区広域消防組合 総合指令課	0598-25-0119	21-6282
松阪消防団事務局(松阪地区広域消防組合 消防防災課)	0598-25-1414	21-3080
松阪警察署	0598-53-0110	

6.13 緊急時の通信連絡

水防上緊急を要する通信連絡の方法は次のとおりである。

- (1)電話
- (2)無線(消防・消防団専用無線、災害用無線)
- (3)自動車
- (4)メール、SNS

特に緊急を要する場合は次の施設も利用する。(法第 27 条第 2 項)

- (5)警察通信施設
- (6)鉄道通信施設

具体的な通信方法については、通信施設の管理者と充分協議しておく。

6.14 災害時優先通信の取り扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制(大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある)が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

6.15 水位の通知

(1) 県水防支部からの通知

県水防支部より通知があった場合、水防管理者は水位又は流量に関する情報を収集し、整理及び記録を行い保管すること。

(2) 消防団への連絡

水防管理者は通知を受けたとき、又はその他出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、指定の水位に達したときは次の各項により、松阪市消防団統括指揮本部に連絡する。

- ① 水防団待機水位に達したとき
- ② 氾濫注意水位に達したとき
- ③ 避難判断水位に達したとき
- ④ 氾濫危険水位に達したとき

- ⑤ 氾濫注意水位を下回ったとき
- ⑥ 水防団待機水位を下回ったとき

(3)特定多目的ダム管理者からの情報の管理

国土交通大臣又は多目的ダムを管理する知事から、特定多目的ダム法(昭和 32 年 3 月 31 日法律第 35 号)第 32 条による放流に関する通知等があった場合、水防管理者は水位、流量に関する情報を収集し、整理及び記録を行い保管する。

(4)関係機関及び住民への通知

水防管理者は水位の状況を察知した場合又は通知等を受けた場合は「通報連絡系統図」(P39)により各機関及び住民に通知する。

6.16 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1)気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2)雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報

【PC 版】 <https://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <https://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <https://i.river.go.jp/>

(3)潮位・波高

国土交通省

・海の防災情報(全国港湾海洋波浪情報網)

【PC 版】<https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<https://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

・潮位情報リンク

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

気象庁

・潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

・海洋の健康診断表

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4)防災みえ.jp

<https://www.bosaimie.jp/>

6.17 水門等の操作

(1)河川区間の水門等(洪水)

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2)河口部・海岸部の水門・閘門(津波、高潮)

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(3)操作の連絡等

水門等の管理者は、操作等の情報を契約書に基づき、市に直ちに連絡するものとする。

第 7 章 協力及び応援

7.1 地区指揮者から消防団統括指揮本部への応援要請方法

地区指揮者は、管轄区域において応援を必要とする場合は、消防団統括指揮本部に連絡する。消防団長は他の地区指揮者に対し出動を命ずる。

7.2 警察への出動要請

水防管理者は、法第 22 条の規定により水防のため緊急の必要があると認められる場合、警察署長に対して警察官の出動を要請する。その方法等については、あらかじめ松阪警察署長と協議しておくものとする。

7.3 他の水防管理者等への応援要請

対策本部長は、法第 23 条の規定により水防のため緊急の必要があると認められる場合、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援要請する。

7.4 自衛隊への応援要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

7.5 河川管理者の協力

中部地方整備局長及び三重県知事(以下「河川管理者」という。)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1)水防管理団体に対して、河川に関する情報(雲出川水系・櫛田川水系の水位、県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像等)の提供
- (2)重要水防箇所の合同巡視・点検の実施
- (3)水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4)水防管理団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5)水防管理団体の人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6)水防活動の記録及び広報
- (7)その他の水防活動において協力が必要な事項

7.6 下水道管理者の協力

上下水道管理者(以下「下水道管理者」という。)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<下水道管理者の協力が必要な事項例>

- (1)水防管理団体に対して、下水道に関する情報(※6 ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報)の提供
 - ※6ポンプ場:中川東部、中川西部、外五曲の各排水機場、宮町、大口、沖洲の各ポンプ場
- (2)水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3)水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4)水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5)水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

7.7 国(河川事務所、地方气象台等)との連携

(1)水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2)ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省三重河川国道事務所等とのホットラインにより、また気象状況については津地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

7.8 企業(建設業等)との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して協力事業者の確保に努めるものとする。

7.9 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

7.10 流域治水(特定都市河川)に係る連携

市は、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等が特定都市河川として指定され、また、「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画」が策定されていることを踏まえ、同計画に位置付けられた関係主体の一員として、国、三重県、関係市、河川管理者、下水道管理者等と連携し、出水時における情報共有及び必要な協力体制の確保に努めるものとする。

第 8 章 水防信号及び標識

水防信号及び標識に関する規則(昭和 24 年三重県規則第 76 号)に基づき、次の水防信号及び標識を使用する。

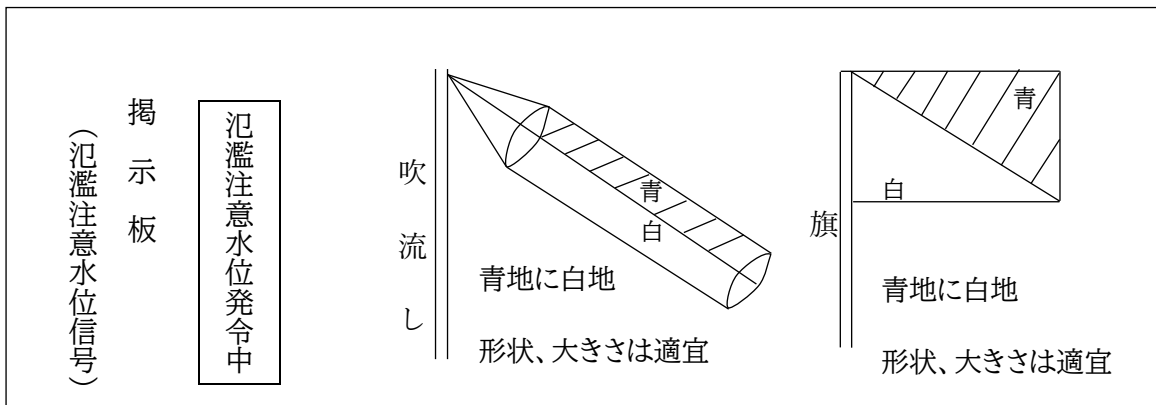
(1)水防信号は法第 20 条第1項の規定に基づき次に掲げるものとする。

- ① 第 1 信号は警戒水位(氾濫注意水位)に達したことを知らせるもの。
- ② 第 2 信号は消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。
- ③ 第3信号は当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。
- ④ 第 4 信号は必要と認める区域内の居住者等に対し、避難のため立退くべきことを知らせるもの。
- ⑤ 第 5 信号は水位が警戒水位(氾濫注意水位)を下回り増水のおそれなくなったこと知らせるもの。

(2)水防信号は次に定める方法に従い発する。

区 別	種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位信号	● 休止 ● 休止 ●	5秒 5秒 5秒 ●— 休止 ●— 休止 ●—
第2信号	出 動 信 号	●●●●●●●●●●	5秒 5秒 5秒 ●— 休止 ●— 休止 ●—
第3信号	居住者出動信号	●●●●●●●●●●●●●●	10秒 10秒 10秒 ●— 休止 ●— 休止 ●—
第4信号	避 難 信 号	乱 打	約分 約1分 約分 ●— 休止 ●— 休止 ●—
第5信号	洪水警報解除信号	● ●—● ● ●—● ● 1点と2点の斑打	

その他の信号



①信号は適宜の時間継続をする。

②必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

(3)第1信号に規定する氾濫注意水位は別に定める。

(4)第4信号は法第29条規定に基づき発する。

第9章 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定により、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材を使用若しくは収用
- ③ 車両その他運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

9.1 公用負担命令権限証

前記の権限を行使する者は、水防管理者及び消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
氏名	
上記の者に	区域における水防法第28条第2項の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
松阪市災害対策本部長	

9.2 公用負担命令票の交付

法第28条により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として以下の公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令票		
第 号		
目的物 負担の内容	種類 使用・収用・処分	員数
	年 月 日	
	様	
	松阪市災害対策本部長	
	(事務取扱者 氏名)

9.3 損失補償

本市は、法第 28 条第 3 項の規定により、権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 10 章 水防報告等

10.1 消防団出動時等の災害対策本部長の報告

対策本部長は次の場合、直ちにその概要を松阪建設事務所長に報告しなければならない。

- ① 氾濫注意水位に達し、またそれ以外の場合に消防団が出動したとき。
- ② 他の市町等の災害対策本部長に応援を要請したとき。

10.2 堤防等の決壊等時の報告

堤防、水門、溜池等が決壊し又はこれに準じたる事態が発生したとき、松阪建設事務所長に報告しなければならない。

10.3 水防記録

水防活動を行った時は、水防管理者は、次の記録を作成し保管する。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 消防機関等に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ⑰ その他必要と認められる事項

10.4 水防報告

対策本部長は水防活動が終結したときは、その状況を、松阪建設事務所長を経由して知事に報告する。

第 11 章 水防訓練

市は、法第 32 条の 2 に基づき、毎年出水期前に水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。